

# その工事、土壤汚染対策法の対象がもしかたありません

土地の形質変更を伴う工事をされるみなさまへ 島根県環境政策課

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、一定規模以上の土地の形質の変更（工事）を行う場合、**着工の30日前までに知事へ届出が必要です**。届出をしないで、又は虚偽の届出をして土地の形質の変更をしたものは、同法第66条第2号の規定により、3か月以下の懲役または30万円以下の罰金に処されます。

## 対象となる土地の形質の変更

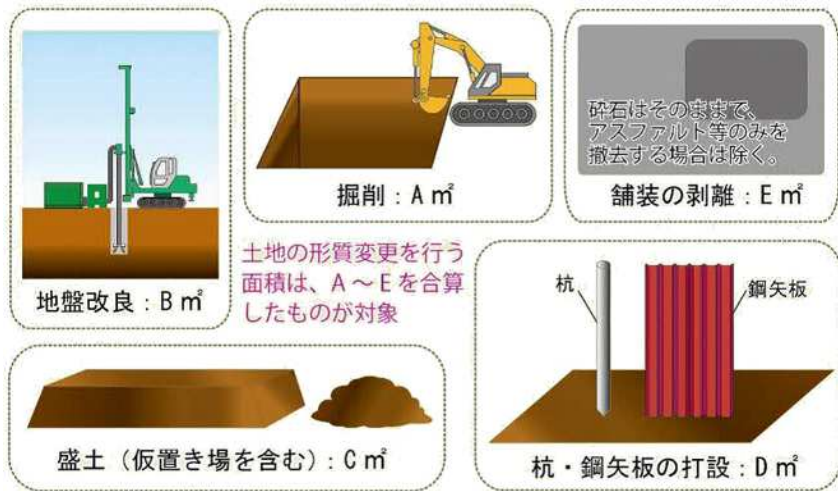
- 掘削、切土、盛り土、土壌の仮置き、整地、舗装の撤去や敷設、伐根(伐採のみをのぞく)、**地盤改良**などの区域も対象です。
- 50cm以上の掘削の判断には**杭打ち**、鋼矢板打設なども含まれます。

### 工事の規模面積

- 3,000m<sup>2</sup>以上の土地の形質の変更
- 有害物質使用特定施設が設置されている工場・事業場の敷地は900m<sup>2</sup>以上

### 注意点

原地盤の形質が変更されるか否かで判断してください。掘削行為だけが対象ではありません。



## 届出対象外になる工事（3要件全てに該当）

- 土地の形質の変更を伴う土地の**区域外に土壌を搬出し**ない
- 土地の形質の変更に伴い土壌の**飛散または流出が生じ**ない
- 土地の形質の変更に係る部分の深さ（掘削深度）が**全て50cm未満**である

なお、農業を営むために通常行われる行為、林業の作業路網の整備で区域外に土壌を搬出ししない行為、非常災害のために必要な応急処置、鉱山関係の土地では届出は必要ありません

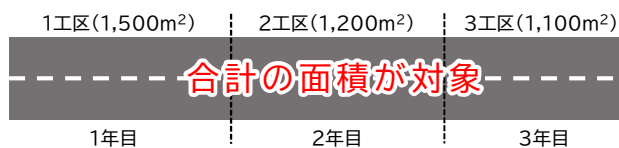
## 一体とみなすことができる工事は総面積でカウント

- 一体とみなすことができる工事は、工区（発注年度）が分かれていても、飛び地になっていても、基本的には、それらを統合した面積が届出の対象となります。
- 同一の事業計画や目的の下で行われるものであり、個別行為の時間的近接性、実施主体等から総合的に判断されます。

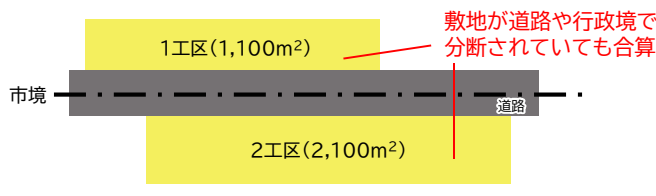
### 注意点

事業全体の形質変更の面積で判断します。事業計画の変更により、届出対象になることもあります。

例1) 複数工区に分かれる道路事業



例2) 敷地が分断されている事業



## 届出の準備ができたなら

島根県のホームページに法第4条届出に関する記載例やチェック表を掲載しています。掘削、盛土の色分けはできていますか？対象地番の記載は全てありますか？書類の修正や確認事項が増えると負担が生じます。**期日までに受理できない場合、工事の延期を指導することになりますので提出前にもう一度確認をお願いします。**

キーワード

島根県 土壤汚染 記載例



届出の要否など判断に迷う場合などは最寄りの保健所(松江市内は松江市役所)まで相談してください